資料2-4

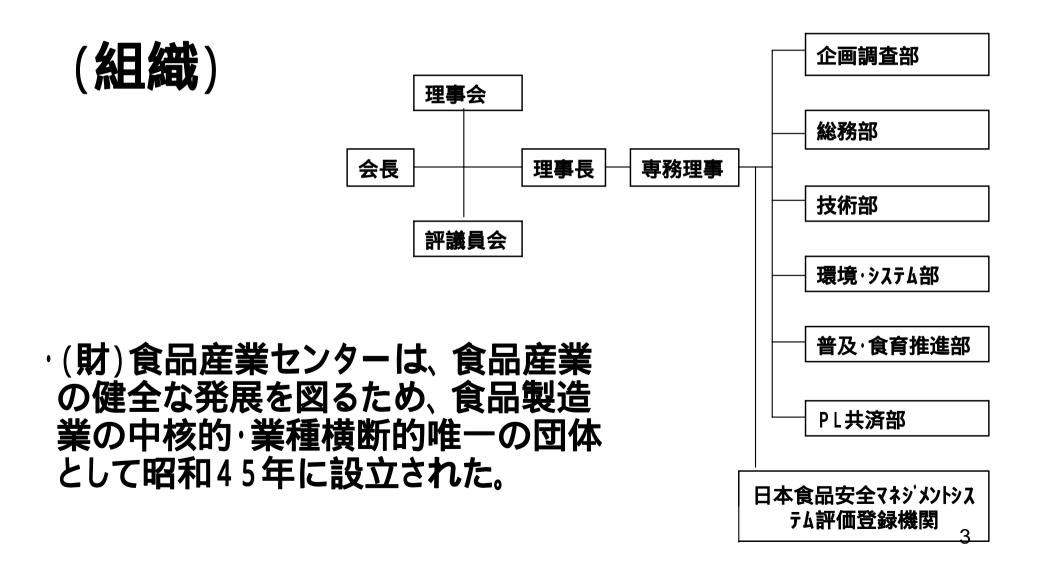
食品循環資源の再生利用等を実施すべき量について

(財)食品産業センター

説明概要

- 1.(財)食品産業センターは、食品産業の健全な発展を図るため、食品製造業の中核的・業種横断的唯一の団体として昭和45年に設立された。
- 2.食品産業の業種別再生利用等の実施率は、全体では45%、 食品製造業平均では72%と食品循環資源の再利用等を実 施すべき量に関する目標である20%以上を達成し、順調に 推移している。
- 3. 農林水産省が進める環境自主行動計画の策定とフォロ -アップに、食品製造業では12業種別団体が参画し、自主的 な目標を定め対策の推進を実施している。
- 4.食品製造業の業種別団体の再資源化率は、「廃棄物全体」及び「動植物性残さ」いずれも70%以上である。
- 5.今後、中小規模事業者への普及啓発と処理コストの削減に 向けた助成制度や廃掃法の規制緩和が望まれる。

財団法人 食品産業センタ -



食品リサイクル法

(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食品関連事業者は、 食品循環資源の再生利用等の実施率を 平成18年度までに 20パ-セントに向上させること

- *食品関連事業者とは
 - ・食品の製造加工業者
 - ・食品の卸売・小売業者
 - ・飲食店および食事の提供を伴う事業者

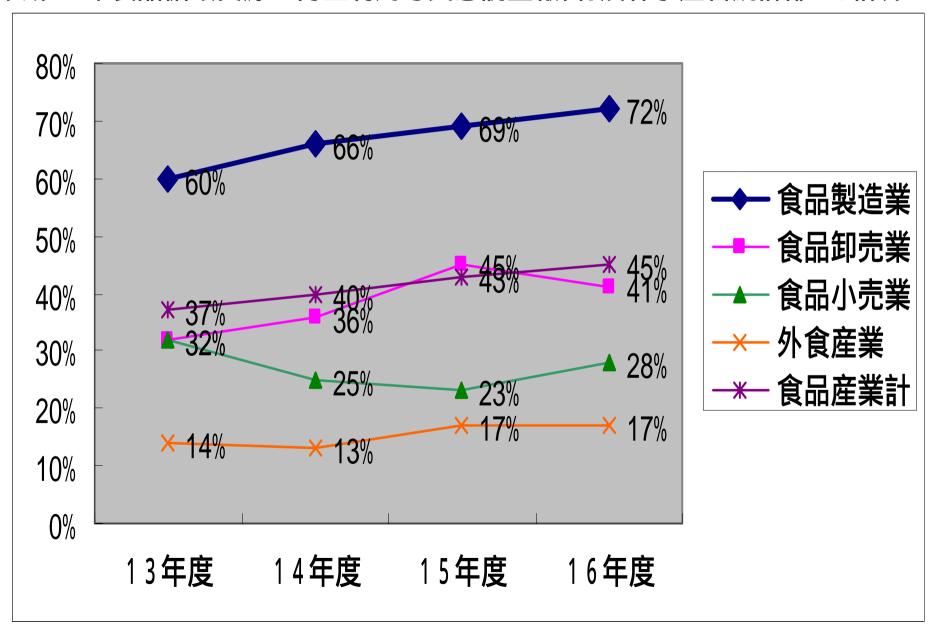
食品循環資源の再生利用等の実施率(平成16年度)

「平成17年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算

	年間発生量 (万トン)	再生利用等 の実施率 (%)			
業種			発生抑制%	減量化%	再生利用%
食品製造業	490	7 2	5	5	6 2
食品卸売業	7 5	4 1	6	2	3 3
食品小売業	260	2 8	4	1	2 2
外食産業	3 1 0	17	3	1	1 2
食品産業計	1,136	4 5	4	3	3 7

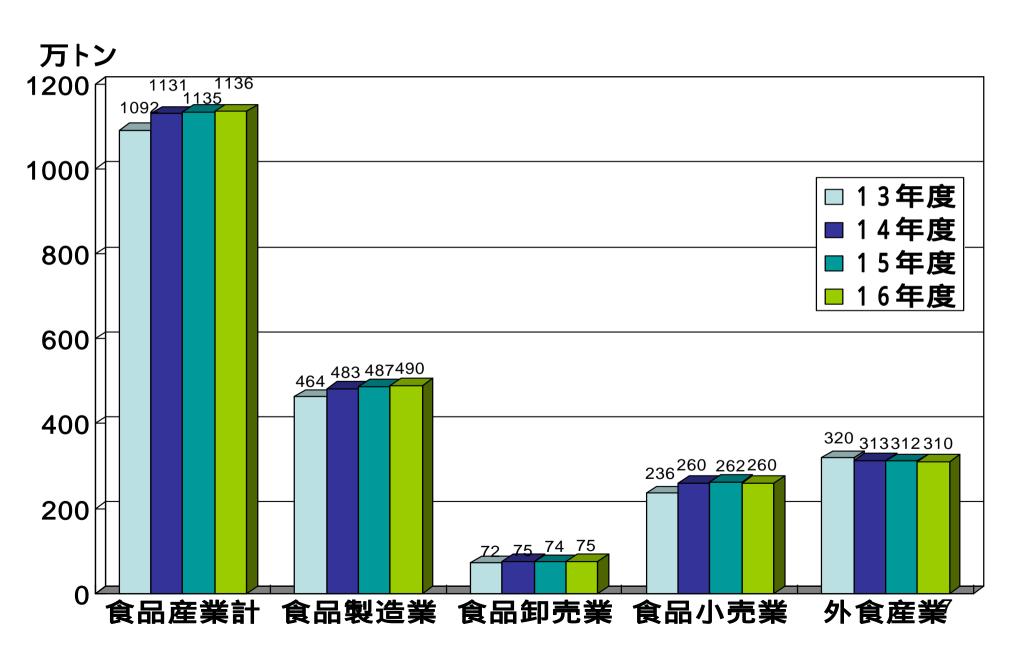
食品循環資源の再生利用等実施率の推移

「平成17年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算



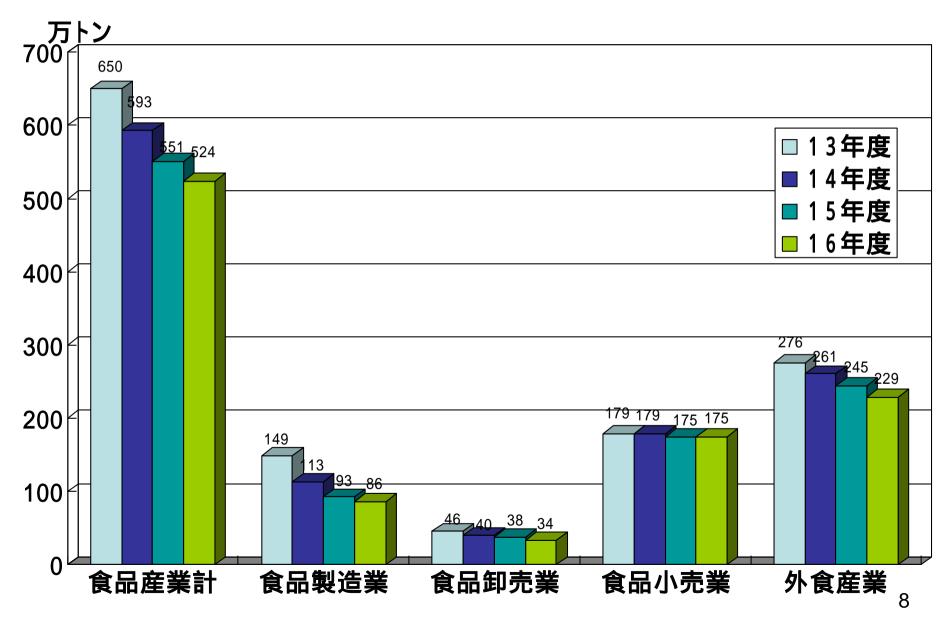
食品廃棄物の年間発生量の推移

「平成17年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算



食品廃棄物のうち単純焼却または埋め立て処分されたと みなされる量の推移(推計)

「平成17年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算



食品産業における「環境自主行動計画」 策定状況

*食品製造業では12団体が策定し、推進中 (平成17年度現在)

(策定団体名)

精糖工業会

製粉協会

日本冷凍食品協会

日本缶詰協会

全日本菓子協会

日本植物油協会

日本乳業協会

全国清涼飲料工業会

全国マヨネーズ・ドレッシング類協会

日本即席食品工業協会

日本醤油協会

日本ハム・ソ・セ・ジ 工業協同組合

廃棄物対策における各団体の数値目標の指標

・最終処分量の削減

精糖工業会(68.5%削減)

日本ハム・ソ・セージ工業協同組合(5%削減)、

製粉協会(850トンまで削減)

・再資源化率の向上

全国清涼飲料工業会(95%以上)

日本冷凍食品協会(10%向上)

日本醤油協会(95%以上)

日本植物油協会(95%以上)

日本ハム・ソ・セージ 工業協同組合(80%)

日本乳業協会(75%)

製粉協会(90%以上)

全国マヨネーズ・ドレッシング類協会(50%以上)

・排出量の抑制

全国マヨネーズ・ドレッシンク類協会(10%減少)

業種団体別廃棄物の状況(平成16年度)

各団体から平成17年に農林水産省、経団連へ提出した 「環境自主行動計画についての調査票」より

団体名	排出量	最終処分量	再資源化量	再資源化率
	(トン)	(トン)	(トン)	
精糖工業会	97,100	6,510	40,400	4 2 %
日本乳業協会	174,335	10,172	150,740	86%
全国清涼飲料工業会	327,410	3,640	323,760	99%
製粉協会	14,093	3,384	10,709	76%
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会	13,438	-	12,920	96%
日本缶詰協会	16,229	-	14,601	90%
全日本菓子協会	87,819	-	77,350	88%
日本醤油協会	85,556	_	81,916	9 6 %
日本植物油協会	106,718	-	104,006	9 7 %
日本ハム・ソ・セ・ジ 工業協同組合	77,646	-	64,192	83%
日本冷凍食品協会	-	-	-	7 2 %

動植物性残さ再資源化率の推移

各団体から平成17年に農林水産省へ提出した「環境自主行動計画についての調査票」より

団体名	平成14年	平成15年	平成16年
日本乳業協会	6 9 %	8 4 %	8 4 %
製粉協会	80%	8 5 %	7 9 %
日本缶詰協会	98%	99%	100%
全日本菓子協会	8 4 %	88%	8 9 %
日本醤油協会	9 4 %	9 5 %	9 6 %
日本植物油協会	8 2 %	7 5 %	7 8 %
日本ハム・ソ・セ・ジ 工業協同組合	-	68%	7 8 %
日本冷凍食品協会	_	_	7 6 %

まとめ

- ・食品リサイクル法の目標である「食品廃棄物の再生利用等の実施率20%以上」について、食品製造業では、72%と算出されており、大幅にクリア していると推定される。
- ・食品製造業における廃棄物対策は、主要団体において排出量の抑制、再資源化率の向上、最終処分量の削減により、2010年の自主計画目標を達成するなど順調に推移している。

今後に向けて

- ·環境自主行動計画の未策定業界に対する計画策定 の推進を図る。(今年日本パン工業会策定)
- · 廃棄物の処理コスト低減が問題となっており、自社処理する場合の補助・助成制度や廃掃法等の規制緩和が望まれる。
- ・食品リサイクル法について、対策が遅れている中小規模製造事業者、小売り、外食産業への普及・啓発をさらに進める。
- ·流通、消費段階の排出抑制、再生利用の更なる推進 には、食育における取組が必要である。

参考: (財)食品産業センターが実施する 食品リサイクル関連事業

- ・家庭用廃食用油リサイクル関係事業(平成11~17年度)
- ・食品リサイクル先進モデル地域・グル プ構築事業 (平成12~14年度)
- ·食品製造業廃棄物処理実態調查(平成12年度)
- ·「食品産業における環境自主行動計画策定マニュアル」の作成 (平成16年度「資料編」、平成17年度「マニュアル」)
- ・モデル普及シンポジウムの開催等事業(平成15~18年度) (たい肥化優良事例の調査及びシンポジウムの開催)
- ・食品リサイクル法の普及啓発事業(平成13~18年度)
- ·食品関連事業者に対する認証制度の構築事業 (平成18年度)